

## 協議第 23 号

### 消防本部及び消防署所の事務分掌について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 12 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会  
会 長 加 藤 憲 一

<b>調 整 結 果</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 現在の小田原市消防本部及び消防署の事務項目を基本とし、広域化に伴う新たな事務項目を追加する。</li><li>2 広域化時の組織・機構を勘案し、事務分掌を規定する。</li></ol>
----------------	--

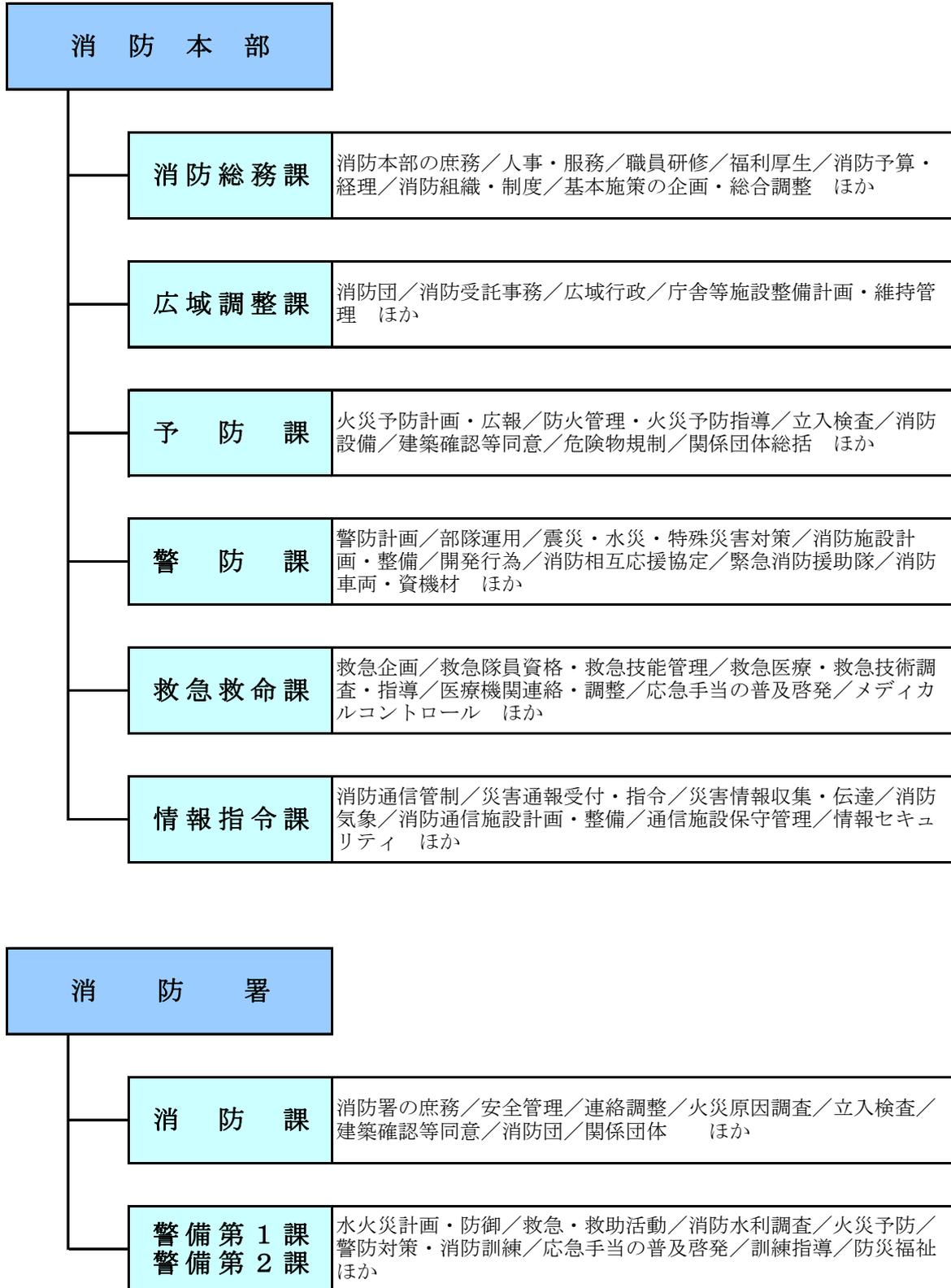
(調整理由)

- 1 消防本部及び消防署の事務項目について
  - ・ 現在、小田原市と足柄消防組合の消防に係る事務項目は、表現は違うものの概ね同内容であることから、受託側である小田原市の事務項目を基本としても支障はない。
  - ・ 広域化による組織規模の拡大及び消防行政の高度化に伴い、委託市町及び関係機関との連絡調整事務、情報セキュリティに関する事務及び医師会や関係団体等との連携事務等が新たに追加若しくは増加する。
- 2 消防本部及び消防署の事務分掌について
  - ・ 事務分掌と組織・機構については強い相関関係にあることから、広域化時の組織・機構を勘案し、事務分掌を規定する必要がある。

(協議第23号 消防本部及び消防署所の事務分掌について) 関係資料

主な事務分掌(案)【広域化時】

広域化時の組織と主な事務分掌のイメージ



※課の名称は仮称。